

## 第1回

# 北広島市雪対策基本計画策定検討委員会

日時 令和4年7月25日(月)午後6時30分から

場所 北広島市役所5F 委員会室

### 会 議 次 第

1. 開 会
2. 委嘱書の交付
3. 部長挨拶及び事務局紹介
4. 委員自己紹介
5. 委員長、副委員長の選出
6. 委員長挨拶
7. 議事録署名委員の指名
8. 北広島市雪対策基本計画策定検討委員会の運営について
9. 北広島市雪対策基本計画について
  - (1) 雪対策基本計画策定検討委員会について
  - (2) 雪対策基本計画の策定について
  - (3) 計画策定の背景と市民意向
  - (4) 雪対策の現状
10. その他
11. 閉 会

### 3. 部長挨拶及び事務局紹介

#### (1) 雪対策検討委員会事務局

所 属	役 職	氏 名
建設部	部 長	新 田 邦 広
建設部 土木事務所	所 長	北 口 馨
	主 査	柄 澤 佳 宏
	主 査	森 田 寿 雄
	主 査	渡 辺 聡
	主 査	宮 本 大 介
	主 任	加 我 浩 行
<p>&lt; 連 絡 先 &gt;            北広島市 建設部 土木事務所            〒061-1112 北広島市共栄196番地1            T E L 011-372-3311 (内線 6104)            F A X 011-373-7700            E-mail dobokujb@city.kitahiroshima.lg.jp</p>		

### 4. 委員自己紹介

#### (1) 北広島市雪対策基本計画策定検討委員会委員

氏 名	所 属 団 体 等
伊藤 雅毅	北海道中央バス(株)
河村 幹雄	北広島道路維持協同組合
岸 邦宏	国立大学法人北海道大学大学院 (学識経験者)
久保田 朋美	市民代表
小池 隆史	北広島連合町内会
佐藤 善太郎	学校法人北海道星槎学園 星槎道都大学 (学識経験者)
佐藤 麗子	市民代表
藤澤 宏	北海道警察厚別警察署
三熊 秀範	北広島市社会福祉協議会
遊佐 充子	市民代表

5. 委員長、副委員長の選出

(1) 委員長及び副委員長の選出について

委員長 \_\_\_\_\_ 副委員長 \_\_\_\_\_

6. 委員長挨拶

7. 議事録署名委員の指名

8. 北広島市雪対策基本計画策定検討委員会の運営について

(1) 雪対策基本計画策定検討委員会について

北広島市雪対策基本計画策定検討委員会の運営に関する確認事項（案）

1 会議のルール

時間を厳守し、迅速な進行を心がけます。欠席又は遅参する場合は、事前に事務局に連絡します。

特定の個人や団体を誹謗及び中傷する発言は厳禁とします。

合意形成を目指して、議論を尽くすよう努力します。

2 会議の公開等

原則として、委員会は公開とします。（市の情報公開条例第 20 条）ただし、個人情報などが内容になる場合などは非公開とします。

傍聴は自由とします。ただし、会議の秩序を乱す行為や妨害となるような行為をした場合は退場を求めます。

委員の氏名、選考の区分及び任期を市のホームページなどで公表します。（市民参加条例第 9 条第 4 項）

会議開催の日時及び場所、傍聴について事前に市のホームページなどで公表します。

（市民参加条例第 9 条第 5 項）ただし、緊急に会議を開催する場合は除きます。

会議録は、議事及び発言の要旨等を文書として記録し公開します。（市民参加条例第 9 条第 7 項）公開にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、発言者名は匿名とします。

3 意見集約の方法

少数意見も尊重します。

一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとします。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、検討委員会に諮った上で再度議論することとします。

4 確認事項の改正等

この確認事項は、検討委員会で協議の上、変更又は追加できるものとします。

9. 北広島雪対策基本計画について

(1) 北広島市の除排雪の現状 資料 1

(2) 雪対策基本計画策定検討委員会について 資料 1

(3) 雪対策基本計画の策定について 資料 1

(4) 計画策定の背景と市民意向 資料 1

10. その他

次回雪対策検討委員会の日程

- ・開催日時 令和4年 月 日( ) 時から
- ・開催場所

11. 閉 会

## 北広島市雪対策基本計画策定検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 北広島市の総合的な雪対策を行うために策定する北広島市雪対策基本計画に関し検討を行うため、北広島市雪対策基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、北広島市雪対策基本計画の策定について調査審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の調査審議が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の特例)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

#### (この条例の失効)

2 この条例は、北広島市雪対策基本計画の策定を終了した日限り、その効力を失う。